

浦添市自殺対策推進本部設置規程

(設置)

第1条 本市における自殺対策に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、浦添市自殺対策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 自殺対策に係る情報の収集及び共有に関すること。
- (2) 自殺対策に係る市の総合的な施策の推進に関すること。
- (3) 自殺対策に係る庁内関係部署の連絡調整に関すること。
- (4) その他自殺対策の推進のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、浦添市市政運営会議規程（平成10年訓令甲第3号）第13条第1項に規定する部長会議の構成員をもって充てる。ただし、副市長は除くものとする。

(職務)

第4条 本部長は、本部を代表し、その事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、あらかじめ本部長が指名するところにより、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、必要に応じ本部長が招集し、本部長は会議の議長となる。

(検討委員会)

第6条 本部に提出する事項又は本部から求められた事項について協議し、及び調整するため、本部に浦添市自殺対策計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

- 2 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。
- 3 委員長は福祉健康部長を、副委員長は健康づくり課長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 委員長、副委員長及び委員の任命については、別に辞令を用いることなくそれぞれの職に命ぜられたものとする。
- 6 委員長は、検討委員会の事務を掌理し、検討委員会を代表する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたと

きはその職務を代理する。

8 検討委員会は、会議における審議の参考に供するため必要があると認めるときは、会議の事案に関する者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

9 委員長は、検討委員会における会議の経過及び結果を本部に報告しなければならない。

(作業部会)

第7条 検討委員会に、浦添市自殺対策計画作業部会（以下「作業部会」という。）を置く。

2 作業部会は、第2条各号に掲げる事務の具体的な内容を検討する。

3 作業部会には、部会長及び副部会長を置き、部会長は健康づくり課長を、副部会長は健康づくり課予防係長をもって充てる。

4 部会員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

5 部会長は、作業部会の事務を掌理し、作業部会を代表する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときはその職務を代理する。

7 作業部会は、会議における審議の参考に供するため必要があると認めるときは、会議の事案に関する者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

8 作業部会における会議の経過及び結果については、事務局が検討委員会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 本部、検討委員会及び作業部会の庶務は、福祉健康部健康づくり課において処理する。

(雑則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成30年10月17日から施行する。

別表第1（第6条関係）

項	所 属	役 職 等
1	福祉健康部	部長
2	福祉健康部	健康づくり課長
3	福祉健康部	福祉総務課長

4	福祉健康部	障がい福祉課長
5	福祉健康部	保護課長
6	福祉健康部	いきいき高齢支援課長
7	こども未来部	保育課長
8	こども未来部	こども家庭課長
9	総務部	職員課長
10	財務部	納税課長
11	企画部	国際交流課長
12	市民部	市民生活課長
13	市民部	市民協働・男女共同参画課長
14	市民部経済観光局	産業振興課長
15	都市建設部	建築営繕課長
16	教育部	教育総務課長
17	指導部	学校教育課指導監
18	指導部	こども青少年課長
19	消防本部	消防総務課長
20	水道部	営業課長

別表第2（第7条関係）

項	所 属		役 職 等
1	福祉健康部	健康づくり課	課長
2	福祉健康部	健康づくり課	予防係長
3	福祉健康部	福祉総務課	管理係長
4	福祉健康部	障がい福祉課	障がい福祉係長
5	福祉健康部	保護課	保護第1係長
6	福祉健康部	いきいき高齢支援課	介護給付係長
7	こども未来部	保育課	保育係長
8	こども未来部	こども家庭課	家庭相談係長
9	総務部	職員課	人事係長
10	財務部	納税課	管理係長
11	企画部	国際交流課	広報広聴係長
12	市民部	市民生活課	市民生活係長
13	市民部	市民協働・男女共同参画課	協働推進生涯学習係長

14	市民部経済観光局	産業振興課	雇用創生係長
15	都市建設部	建築営繕課	計画工事係長
16	教育部	教育総務課	社会教育係長
17	指導部	学校教育課	指導係長
18	指導部	こども青少年課	青少年係長
19	消防本部	消防総務課	総務係長
20	水道部	営業課	営業係長